

日本海における底建網漁業の許可の取扱方針

昭和50年10月	7日	制定
昭和51年10月	5日	一部改正
昭和52年10月	7日	一部改正
昭和53年10月	4日	一部改正
昭和54年10月	3日	一部改正
昭和55年10月	8日	一部改正
昭和57年10月	4日	一部改正
昭和58年10月	1日	一部改正
昭和60年10月	14日	一部改正
昭和61年	9月18日	一部改正
昭和62年10月	16日	一部改正
平成3年10月	14日	一部改正
平成5年10月	14日	一部改正
平成6年10月	4日	一部改正
平成10年	7月29日	一部改正
平成18年	9月29日	一部改正
平成20年10月	7日	一部改正
平成25年	9月25日	一部改正
平成29年	9月5日	一部改正
令和元年	8月30日	一部改正

(目的)

第1 この方針は、日本海における青森県沖合海域で、この漁業を営む者の許可について必要な事項を定める。

(許可の申請)

第2 この漁業の許可を受けようとする者は、青森県海面漁業調整規則第8条に規定する申請書に、次に掲げる書類を添えて申請すること。

- 一 使用漁具図（構造、寸法等を明確にしたもの）
- 二 関係漁業者間で取り交わした操業協定等がある場合は、その内容を遵守する旨の誓約書
- 三 所属漁業協同組合長の副申書
- 四 事業計画書、年間操業計画書
- 五 その他知事が必要と認める書類

(許可の対象者)

第3 許可の対象者は、五所川原市、つがる市、西津軽郡、又は北津軽郡に住所を有する者とし、次の表のとおりとする。

区域の名称	対象者
A区域	小泊、下前、十三及び車力漁業協同組合員
B区域	鯨ヶ沢、赤石水産、新深浦町漁業協同組合大戸瀬地区（合併直前の大戸瀬漁業協同組合をいう。以下同じ）及び風合瀬漁業協同組合員
C区域	新深浦町漁業協同組合舳作地区（合併直前の舳作漁業協同組合をいう。）、新深浦町漁業協同組合岩崎地区（合併直前の岩崎村漁業協同組合をいう。）及び大間越漁業協同組合員
D区域	新深浦町漁業協同組合大戸瀬地区及び風合瀬漁業協同組合員
F区域	新深浦町漁業協同組合大戸瀬地区及び風合瀬漁業協同組合員
G区域	深浦漁業協同組合員
I区域	鯨ヶ沢、赤石水産及び新深浦町漁業協同組合大戸瀬地区組合員（ただしA、B、Cを順次結んだ3直線によって囲まれた区域は、新深浦町漁業協同組合大戸瀬地区組合員とする）

(許可の対象漁船)

第4 許可の対象漁船は、五所川原市、つがる市、西津軽郡、又は北津軽郡に根拠地を有する総トン数10トン未満の青森県知事の登録を受けた漁船とする。

(許可をしない場合等)

第5 この漁業の違反で処分を受けた者、又はその者と共同で申請した場合は許可しないことがある。

(操業区域)

第6 操業区域は、次の表のとおりとする。

区域の名称	操業区域
A区域	<p>次の各点を順次に結んだ5直線によって囲まれた海域</p> <p>イ 北津軽郡中泊町権現崎(以下「権現崎」という。)突端と西津軽郡鯉ヶ沢町大字浜町弁天崎(以下「弁天崎」という。)突端を結ぶ線上権現崎突端から4,000メートルの点</p> <p>ロ 基点第44号(五所川原市と北津軽郡中泊町との境に設置した標柱)から222度30分(真方位による。以下同じ。)4,000メートルの点</p> <p>ハ 基点第43号(つがる市と五所川原市との境に設置した標柱)から272度30分4,000メートルの点</p> <p>ニ 基点第43号から261度30分4,100メートルの点</p> <p>ホ 基点第43号から266度30分の線と権現崎突端と弁天崎突端とを結ぶ線との交点</p>
B区域	<p>次の各点を順次に結んだ13直線によって囲まれた海域(ただし、鯉ヶ沢漁業協同組合員の操業区域はイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヌ、ル、ヲ、ワ及びイの各点を順次に結んだ9直線によって囲まれた海域、赤石水産漁業協同組合員の操業区域はニ、ホ、ヌ、ル及びニの各点を順次結んだ4</p>

直線によって囲まれた海域、新深浦町漁業協同組合大戸瀬地区組合員の操業区域はニ、ホ、へ、ト、チ、リ、ヌ、ル及びニの各点を順次に結んだ8直線によって囲まれた海域、風合瀬漁業協同組合員の操業区域はホ、へ、ト、チ、リ、ヌ及びホの各点を順次に結んだ6直線によって囲まれた海域とする。)

イ 基点第42号(つがる市木造館岡上沢辺堀替に設置した標柱)から270度30分2, 000メートルの点

ロ 弁天崎突端から19度30分5, 400メートルの点

ハ 西津軽郡鰺ヶ沢町鳴沢川尻に設置した標柱から308度30分3, 000メートルの点

ニ 基点第41号(西津軽郡鰺ヶ沢町大字赤石町と同町大字淀町との境に設置した標柱)から324度30分2, 000メートルの点

ホ 基点第40号(西津軽郡深浦町と同郡鰺ヶ沢町との境に設置した標柱)から328度30分2, 000メートルの点

へ 西津軽郡深浦町大字田野沢大戸瀬崎(以下「大戸瀬崎」という。)に設置した標柱から348度30分2, 000メートルの点

ト 基点第39号(西津軽郡深浦町大字風合瀬貝良木川右岸に設置した標柱)から335度30分2, 000メートルの点

チ 基点第39号から335度30分3, 000メートルの点

リ 大戸瀬崎に設置した標柱から348度30分4, 000メートルの点

ヌ 点ホから2度30分4, 000メートルの点

ル 基点第41号から324度30分4, 000メートルの点

ヲ 弁天崎突端から1度30分5, 200メートルの点

ワ 基点第42号から270度30分4, 500メートルの点

C区域	<p>基点第31号（青森県と秋田県との境の須郷崎に設置した標柱）から正西の線、同線上基点第31号から4海里の点と西津軽郡深浦町舳作崎突端とを結んだ直線及び陸岸によって囲まれた海域。ただし、共同漁業権漁場の区域を除く。</p>
D区域	<p>次の各点を順次に結んだ5直線によって囲まれた海域</p> <p>ト 基点第39号から335度30分2, 000メートルの点</p> <p>カ 基点第39号から335度30分4, 000メートルの点</p> <p>ヨ 基点第37号（西津軽郡深浦町根株川尻より西方（暗堰）に設置した標柱）から309度30分3, 000メートルの点</p> <p>タ 基点第37号から309度30分2, 000メートルの点</p> <p>レ 基点第38号（西津軽郡深浦町大字麴木と同町大字風合瀬との境に設置した標柱）から282度30分2, 000メートルの点</p>
F区域	<p>次の各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた海域</p> <p>カ 基点第39号から335度30分4, 000メートルの点</p> <p>ナ 基点第39号から335度30分4, 500メートルの点</p> <p>ネ 基点第37号から309度30分3, 200メートルの点</p> <p>ヨ 基点第37号から309度30分3, 000メートルの点</p>
G区域	<p>次の各点を順次に結んだ3直線によって囲まれた海域</p> <p>タ 基点第37号から309度30分2, 000メートルの点</p> <p>ネ 基点第37号から309度30分3, 200メートルの点</p> <p>ラ 西津軽郡深浦町大字広戸行合崎突端から321度30分2, 100メートルの点</p>
I区域	<p>次の各点（ノの点を除く。）を順次に結んだ13直線によって囲まれた海域</p> <p>ウ 旧車力村と旧木造町との境界から270度30分2, 700メー</p>

ルの点

キ 点ウから270度30分の線と権現崎突端と弁天崎突端とを結んだ線との交点

キ' 点キから正西500メートルの点

ノ 権現崎突端と弁天崎突端とを結ぶ線上の弁天崎突端から5海里の点

オ 点ノから正北500メートルの点から正西500メートルの点

リ' 大戸瀬崎に設置した標柱から348度30分4, 500メートルの点

ナ 基点第39号から335度30分4, 500メートルの点

チ 基点第39号から335度30分3, 000メートルの点

リ 大戸瀬崎に設置した標柱から348度30分4, 000メートルの点

ヌ 点ホから2度30分4, 000メートルの点

ル 基点第41号から324度30分4, 000メートルの点

ヲ 弁天崎突端から1度30分5, 200メートルの点

ワ 基点第42号から270度30分4, 500メートルの点

ム 基点第42号から270度30分2, 500メートルの点

A 点ナと点オを結ぶ直線上の点ナから1海里の点（概位、北緯40度47.500分、東経140度00.400分（世界測地系。以下、同じ。）

B 点ナと点オを結ぶ直線を基線として点Aから90度500メートルの点（概位、北緯40度47.800分、東経140度00.150分）

C 赤石水産漁業協同組合と新深浦町漁業協同組合で合意した点ナと点オを結ぶ直線上の点（概位、北緯40度50.100分、東経140

	度06. 820分)
--	------------

(操業期間)

第7 操業期間は、次の表のとおりとする

区域の名称	操業期間
A区域	10月21日から翌年7月31日まで
B区域	10月10日から翌年8月31日まで
C区域	10月10日から翌年8月31日まで
D区域	10月10日から翌年8月31日まで
F区域	10月15日から翌年4月10日まで
G区域	10月25日から翌年8月31日まで
I区域	10月10日から翌年8月31日まで(ただし、点キ、キ'、オ、ナ、カ、リ、ノ及びキの各点を順次に結んだ7直線によって囲まれた区域については10月15日から翌年4月10日までとし、点リ、チ、カ及びリの各点を順次に結んだ3直線によって囲まれた区域については10月15日から翌年8月31日までとする。)

(制限又は条件)

第8 許可には、次の表に定めるところにより制限又は条件を付けることがある。

区域の名称	制限又は条件
A区域	別記1、2、3及び4
B区域	別記1、2、3、5及び6
C区域	別記1、2、3、8及び9
D区域	別記1、2及び3
F区域	別記1、2及び3
G区域	別記1、2及び3
I区域	別記1、2及び3

(操業報告書)

第9 操業期間終了後30日以内に別に定める操業報告書を提出すること。

(許可の定数)

第10 操業区域のうち、B及びD区域の漁業協同組合毎の許可等の定数は次のとおりとする。

鱈ヶ沢40 赤石水産19 新深浦町大戸瀬地区123 風合瀬13

附則第1条

- 1 この方針は、平成20年10月7日から施行する。
- 2 I区域に関する関係漁業者の協議が調わない場合その他知事が特に必要と認める場合におけるI区域に代わる操業区域は、次の表のとおりとする。この場合において、許可の対象者、操業期間及び制限又は条件については、I区域に関する規定を準用する。

区域の名称	操業区域
E区域	次の各点を順次に結んだ5直線によって囲まれた区域 ル 基点第41号(西津軽郡鱈ヶ沢町大字赤石町と同町大字淀町との境に設置した標柱)から324度30分4,000メートルの点 ヌ a [基点第40号(西津軽郡深浦町と同郡鱈ヶ沢町との境に設置した標柱)から328度30分2,000メートルの点]から2度30分4,000メートルの点 リ 西津軽郡深浦町大字田野沢大戸瀬崎に設置した標柱から348度30分4,000メートルの点 ソ 点リから348度30分4,000メートルの点 ツ 点ルから324度30分5,500メートルの点

附則第2条

- 1 この方針は、令和元年8月30日から施行する。

別記制限又は条件

- 1 許可番号及び漁業者名を明記した27センチメートル四方以上の標識を身網に接続して水面上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。
- 2 設置できる漁具の統数は、2ヶ統以内とする。
- 3 漁具の建て込み時間は、日出から日没までの間とする。
- 4 五所川原市十三灯台から270度30分5, 600メートルの点（大型魚礁設置箇所
の中心）の周囲300メートル以内の海域に漁具を設置してはならない。
- 5 西定第11、12号の各定置漁業の操業中は、次の点1から沖側を通って点4に至る
身網の型網から200メートルの区域並びに点1、2、3及び点4を順次に結んだ4直
線によって囲まれた区域で操業してはならない。
点1 身網の型網の陸側東方延長線上型網端から200メートル東方の点
点2 垣網の元付から西方へ垂直に120メートルの点
点3 垣網の元付から東方へ垂直に120メートルの点
点4 身網の型網の陸側西方延長線上型網端から200メートル西方の点
- 6 西津軽郡鰹ヶ沢町鰹ヶ沢港赤灯台から280度30分5, 900メートルの点（大型
魚礁設置箇所の中心）の周囲300メートル以内の海域に漁具を設置してはならない。
- 7 （削除）
- 8 定置漁業の操業中は、身網の前後面、沖側及び垣網から各500メートル以内で操業
してはならない。
- 9 西津軽郡深浦町汐ヶ島正西4, 700メートルの点（大型魚礁設置箇所の中心）の周
囲300メートル以内の海域に漁具を設置してはならない。
- 10 漁業権漁業を妨げてはならない。